（裏面）

記載上の注意

1　※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2　「もとの身分」の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徴用工）」等のように記載してください。

3　「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。

(1)　軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。

(2)　準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。

4　戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、「被相続人」の欄にも当該戦没者等の妻の氏名等を記載してください。

5　「代理人等」の欄は、「請求者」の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。

(1)　国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（1代理人）

(2)　未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（2親権者等）

(3)　成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（3成年後見人等）

6　「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。

7　「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。

8　最下欄の氏名は、「請求者」の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

なお、自署の場合は、押印は必要ありません。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第二条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十二年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「様式第1号の九」の下に「、同条第十三項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第1号の十」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「又は第五十六項」を「、第五十六項又は第六十三項」に改め、同項第1号イ中「又は第五十二項」を「、第五十二項又は第五十九項」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「又は第五十六項」を「、第五十六項又は第六十三項」に改め、同項第1号中「平成十五年四月1日」の下に「、法附則第六十三項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月1日」を加え、同項第三号中「平成十五年九月三十日」の下に「法附則第六十三項の規定に該当する者である場合にあっては平成二十五年九月三十日」を加え、同条第五項各号列記以外の部分中「又は第五十四項」を「、第五十四項又は第六十1項」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「又は第五十四項」を「、第五十四項又は第六十1項」に改め、同項第三号中「平成十五年四月1日」の下に「、法附則第六十1項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月1日」を加え、同項第四号中「を有する」を「、法附則第六十1項に該当する者である場合には平成二十五年九月三十日までの間に氏を同じくする法第三条第五項に規定する子又は孫を有する」に改め、同条に次の1項を加える。

14　法第三条第十三項の特別給付金を受けようとする者については、第五項の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「法第三条第1項」とあるのは「法第三条第十二項」と読み替えるものとする。

第五条第1項中「又は様式第1号の九」を「、様式第1号の九又は様式第1号の十」に改める。

様式第1号の九の次に次の1様式を加える。